

負担金等を徴収猶予されている受益地について  
分筆などにより地積更正され、負担金等の額を  
変更したい場合にご提出ください

〇〇年〇〇月〇〇日

## 岡崎市下水道事業受益者負担金及び分担金変更申請書

(宛先) 岡崎市水道事業及び下水道事業管理者

(受益者) 住 所 **岡崎市十王町2丁目9番地**

氏 名 **下水 太郎** (印)

※ 受益者本人が手書きをしない場合は、記名押印してください。  
※ 法人の場合は、記名押印してください。

電話番号 **0564-23-6300**

次のとおり徴収猶予されている受益地の地積が更正されたので、岡崎市下水道事業受益者負担金・分担金の額を変更してください。

### 地積更正前の受益地

所在地	地積 (㎡)
<p>地積更正前の土地の地番、地積をご記入ください 具体的な記載例は、<u>裏面をご参照ください。</u></p>	

### 地積更正後の受益地

所在地	地積 (㎡)
<p>地積更正後の土地の地番、地積をご記入ください 具体的な記載例は、<u>裏面をご参照ください。</u></p>	
<p>📎 添付書類</p> <p>① 土地の登記事項証明書の写し</p> <p>② 公図の写し</p>	

※ 受益者を変更する場合は、「岡崎市下水道事業受益者負担金及び分担金納付義務承継届」の提出が必要です。

## 🔑 錯誤による地積更正の場合

地積更正前の受益地

所在地	地積 (㎡)
十王町2丁目9番地	146.33



地積更正後の受益地

所在地	地積 (㎡)
十王町2丁目9番地	145.45

## 🔑 地目変更による地積更正の場合

地積更正前の受益地

所在地	地積 (㎡)
十王町2丁目9番地	120.00



地積更正後の受益地

所在地	地積 (㎡)
十王町2丁目9番地	119.99

## 🔑 分筆による地積更正の場合

地積更正前の受益地

所在地	地積 (㎡)
十王町2丁目9番地	120.00



地積更正後の受益地

所在地	地積 (㎡)
十王町2丁目9番地	50.99
十王町2丁目A番地	60.99

💡 「十王町2丁目9番地」が「十王町2丁目9番地とA番地」に分筆したケース

🔑 受益者（納付義務者）を変更するときは、  
「岡崎市下水道事業受益者負担金及び分担金納付義務承継届」の提出が必要です。